

みえ安心おもてなし施設認証制度の認証基準改定及び弾力的運用について

1. 認証基準の改定

令和5年3月13日付けで、業務中の従業員や食事中以外の利用客にマスクの着用を求めることとしている基準を削除する改定を行います。

※令和5年3月13日以降も、基本的な感染防止対策（三密の回避、対人距離の確保、手指衛生、換気等）は重要とされているので、他の認証基準の遵守について、引き続きご対応をお願いします。

2. 認証の有効期限の延長

現行制度において令和5年3月31日までとしている認証の有効期限を、自動的に令和5年5月7日まで延長します。有効期限延長のための特段の手続きは必要ありません。

※有効期間中は認証店として認証マーク等を利用いただくことが可能です。

3. 新規申請受付の停止

令和5年3月13日より、認証取得のための新規申請受付を停止します。同日以降到着した申請書類等については、受付することができませんのでご注意ください。

4. 現地確認対応の終了

令和5年3月13日より、認証店における認証基準の遵守状況確認のための現地訪問対応を終了します。

5. 専用ホームページの運用停止

令和5年3月31日をもって、みえ安心おもてなし施設認証制度の専用ホームページの運用を終了します。URLを掲載いただいている場合、当該ホームページをご覧いただくことができませんのでご注意ください。

※令和5年4月1日以降は、県ホームページへの移行を予定しています。

事務担当：三重県 雇用経済部

中小企業・サービス産業振興課

緊急経済対策班

059-224-3114